

新リース会計基準、公表議決

ASBJ

去る9月3日、企業会計基準委員会は、第532回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

リースの会計基準

前回(2024年9月10日号(No.1720)情報ダイジェスト参照)に引き続き、会計基準・適用指針、その他の基準等の改正の文案等の審議が行われ、出席委員全員の賛成で公表議決された。近日公表される予定。

上場企業等が保有するベンチャーキャピタル(VC)ファンドの出資持分

第224回金融商品専門委員会(2024年9月10日号(No.1720)情報ダイジェスト参照)に引き続き、金融商品実務指針の改正案等の検討がされた。委員から特段の意見は聞かれず、次回(9月18日開催予定)公表議決を行う予定。

金融資産の減損

第224回金融商品専門委員会(2024年9月10日号(No.1720)情報ダイジェスト参照)に引き続き、ステップ4(信

用リスクに関するデータの詳細な整備がなされていない金融機関に適用される会計基準の開発)を採用する金融機関の債権単位での信用リスクの著しい増大(SICR)の判定について、主に次の項目の検討がされた。

(1) 正常先の取扱い

事務局案として次の3つのアプローチが示されていた。

- ・アプローチ1: 企業の判断により正常先を「①優良格付」、「②中間的な格付」、「③SICRが生じているとみなす格付」の3区分に分類し、債務者単位で債権等を各区分に紐付けする。③のみSICRが生じているとみなすが、債務者単位で前期末において「中間的な格付」に分類されていた場合には、SICRが生じていないと反証できる。
- ・アプローチ2: 正常先に区分される債務者に対する債権等について、一律にSICRが生じていないとみなす。
- ・アプローチ3: 正常先に区分

される債務者に対する債権等について、常に全期間の予想信用損失に等しい額で測定する。

この提案に対して聞かれた意見を踏まえ、事務局から次の再提案が示された。

- ・正常先の取扱いに関して、アプローチ1を採用する。
- ・アプローチ1で前記③に分類された債務者に係る債権等について、次のいずれかの場合、SICRが生じていないと反証できることとする。

- (ア) 債務者単位で前期末において「中間的な格付」に分類されていた場合
- (イ) 債務者単位で前期末において「SICRが生じているとみなす格付」に分類されているもののSICRが生じていないと反証した場合

また、アプローチ1を原則としたうえでアプローチ3をオプションとすることについて、委員へ意見が求められた。委員からは、アプローチ1の再提案について、賛成意見が多く聞かれ、アプローチ3をオプションにすることについては、

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
10月10日(木)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和6年9月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
10月31日(木)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和6年8月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和6年7月期) 2カ月延長法人(令和6年6月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(8月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(2月、5月、8月、11月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・2月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(8月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(2月、5月、11月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

異論が多く聞かれた。

(2) 予想信用損失の見積期間

予想信用損失の見積期間について、現行の「1-3年ルール」のような簡便法の検討を求める意見に対し、事務局から、会計基準に「1-3年ルール」は取り入れず、ステップ4で、その他要注意先および管理先に對する債権について、それぞれの区分の単位で、リスク特性が類似した金融資産のグループごとに契約の実態に応じた平均残存期間を用いることができることとする等の再提案がされた。

委員から「リスク特性が類似した金融資産のグループ」の

用語が日本基準では聞きなれず検討を」との意見が聞かれた。

(3) 貸倒実績率の利活用

現行の引当金算定手法で使われている貸倒実績率の活用の検討を求める意見が聞かれていた。事務局から、SICRの判定における閾値として利活用することについて提案はせず、引当金の金額の算定に関して、過去の貸倒実績率に将来予想情報等の調整を加えることによって、貸倒実績率を利活用することは可能であるとの提案がされた。

委員からは、特段の意見は聞かれなかった。

会計

バーチャルPPAに係る会計上の取扱いの審議、開始

ASBJ、実務対応専門委

去る9月4日、企業会計基準委員会が、第161回実務対応専門委員会を開催した。

企業会計基準諮問会議からASBJの新規テーマとして提言されたバーチャルPPA（電力購入契約の一種）の会計処理について、第531回親委員会（2024年9月10日号（No.1720）情報ダイジェスト参

照）で新規テーマとされたことを受け審議されたもの。

主な審議事項は次のとおり。

企業会計基準諮問会議から受けた提言の内容

第49回企業会計基準諮問会議（2023年12月10日号（No.1696）情報ダイジェスト参照）において、日本公認会計士協会より、環境意識の高まりと

会計・監査・開示
※来し方行く末

上場企業に対する規制等②-9
金融商品取引法（業者の行為規制②）
市川 育義
公認会計士

資本市場の高度化に向けた取組みとしては、家計が安心して金融商品を購入できるようにすることは当然のこととして、さらには家計部門全体の利益の観点から、魅力的な金融商品を家計のみならず、家計の年金資産を預かる企業年金・個人年金も選択できるような環境整備等が欠かせないといえる。

「新しい資本主義のブランドデザイン及び実行計画（2024年改訂版）」（2024年6月21日）（以下、「ブランドデザイン2024」といふ）においては、年金や保険、投資信託等を通じて家計金融資産等の運用を担う資産運用業について、「資産運用業の改革」が取り上げられている。

ここでは、世界の資産運用会社と質・量ともに伍していけるプレーヤーの育成を目指すため、次の取組みを実施することとしている。

① 競争力強化やガバナンス改善体制強化

まずは、資産運用ビジネスの経営戦略上の位置づけを明確にし、運用力向上やガバナンス改善・体制強化を図るためのプランの策定・公表を要請している。これは、主に大手金融機関グルー

プにおける、顧客利益よりも販売促進を優先した金融商品の組成・管理が行われているのではないかとの懸念を払しょくするためのものである。

また、資産運用業に対する金融庁の監督機能を強化するため、銀行・保険・証券の監督担当課に並ぶ資産運用担当部署を設置することや監督指針の改正を行うほか、日本投資顧問業協会と投資信託協会の統合に向けた検討を後押しすることとしている。

これは、資産運用業が金融業における第4の柱となるよう業界の発展を継続して推進するものである。

さらに、資産運用会社自身として、個別商品ごとに品質管理を行うガバナンス体制の確立を図ることが重要であるとされている。プロダクトガバナンスとして、たとえば、商品の組成における想定顧客は明確であるのか、期待リターンがコストやリスクと見合っているのか、顧客に対してわかりやすい情報を提供しているのかなどの検証等の品質管理の確立が必要となる。

そしてこれらを後押しするため、本年度中を目途に「顧客本位の業務運営に関する原則」を

改訂し、プロダクトガバナンスに関する記載を盛り込むこととしている。

② 国内外からの新規参入と競争の促進

日本独自のビジネス慣行や参入障壁を是正するとともに、「金融・資産運用特区」等を推進することとしている。

このうち、参入障壁の是正については、たとえば、投資信託の基準価額を委託会社（資産運用会社）と受託会社（信託銀行）が二重に日々計算し、照合する慣行を是正するため、一者計算の普及を促すとしている。

また、資産運用会社が販売会社と投資信託の情報やり取りする公販ネットワークについて、システムベンダーに対し互換性を確保するよう促すこととしている。

*

ブランドデザイン2024では「企業年金・個人年金の改革」や「アセットオーナーシップの改革」も取り上げられており、真に家計部門の利益に踏み込んだ実効性のある改革に取り組むとしている。これらについては、次回説明することとする。

ともに今後、取引の拡大が見込まれるバーチャルPPAの会計処理の明確化が提案された。これを受けたテーマ評価の結果、「優先度の高い論点に範囲を限定する（アプローチ1）」と、「範囲を限定せず国際的な整合性も考慮して検討を行う（アプローチ2）」が検討され、次のとおり報告された。

・現在わが国において行われているバーチャルPPAの一般的な取引形態で用いられる差金決済の基礎となる発電量の条件や、需要家が取得する非化石証書の性質等に基づき、バーチャルPPAについて需要家の観点から優先度の高い論点に範囲（会計処理単位や時価評価の要否）を限定して会計処理を検討するアプローチ1については、実務対応レベルの新規テーマとして取り上げる要件を満たしていると考えられる。

・アプローチ1は、現状の取扱いを考慮して二ーズの高い領域について当面の取扱いを定める。

以上から、アプローチ1によって審議することとされた。

本プロジェクトの範囲

事務局は、本プロジェクトの範囲を次のように整理した。

- ① 本プロジェクトの対象とする契約は、発電事業者から需要家に電力の取引を伴わずに非化石証書を移転する契約のうち、次の特徴を満たすものとする。
 - ① 契約で指定された発電設備の発電量に相当する量の非化石証書が需要家へ移転する。
 - ② 長期契約である。
 - ③ 発電事業者と需要家の相対の契約である。
 - ④ 前記①の契約は、取引の対価が変動価格となる契約のほか固定価格となる契約も含む。
 - ⑤ 前記①の契約における需要家の取扱いを定める。
- ② 本プロジェクトの対象とする契約の範囲は、需要家により非化石証書の転売が想定されない取引であり、次のいずれにも該当する場合とする。
 - ① 需要家は非化石証書を転売目的ではなく、自己使用目的（別途調達する再生可能電力ではない電力を組み合わせて再生可能電力を調達したの

と同じ効果を得る目的）で取得する。

② 需要家は想定する自社の電力の消費量の範囲で非化石証書を購入する契約を締結する。

専門委員からの「小売電気事

会計 ステップ4採用の金融機関からの 意見への対応、議論

ASBJ、金融商品専門委

業者などの仲介業者を間に挟むケースはどう考えるか」という質問に、事務局から「仲介業者を挟む場合においても、電力と非化石証書がセットで需要家に移転するというケースが一般的であると考ええる」との回答がされた。

いとの意見が聞かれていた。事務局から、補足文書の文案検討時に、将来予測シナリオにおける将来予測の考慮方法についてどの程度示すことができるか議論するとの対応案が示された。

実効金利法

債権における予想信用損失の算定および償却原価の算定の際に、実効金利を用いることができるオプションを設けるとの事務局案に対して、賛同する意見のほか、引当における貨幣の時間価値の考慮は現行にない概念で実務対応が不明との意見が聞かれていた。

これを受けて、現行の金融商品会計基準等では、定めは置かれていないが概念自体は明確なものであるとの分析がされ、追加の対応は不要との対応案が示された。

その他

(1) 実務への配慮

IFRS9号「金融商品」の定めを取り入れる提案をしている次の項目について、ステップ4で実務に配慮した検討を要望する意見が聞かれていた。

① 直接償却の取扱い

結果の確率加重
事務局から、実務負担に配慮

去る9月10日、企業会計基準委員会は、第225回金融商品専門委員会を開催した。前回（2024年9月10日号（No.1720）情報ダイジェスト参照）に引き続き、金融資産の減損に関して、ステップ4（信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされていない金融機関に適用される会計基準の開発）を採用する金融機関の代表者への意見聴取で聞かれた意見への対応について、審議が行われた。

主な審議事項は次のとおり。
複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重

事務局から、実務負担に配慮

- ② 金融保証契約への引当
- ③ ローン・コミットメントの引当

会計

産業横断的指標等の検討、進む

SSB J

①では、IFRS 9号を取り入れても、企業の判断によって、現行実務や方針が大きく変わらない可能性があること、②

③では、現行の実務で貸付金と同様の信用リスク管理および貸倒引当金の計上が行われていることから、現行実務に大きな差異はないとの分析が示された。その結果、事務局より、ステップ4において、ステップ2、3

と異なる定めを設ける必要はないとする対応案が示された。専門委員から、「③のローン・コミットメントは影響が大きい。慎重に検討を」との意見が聞かれた。

(2) 引当金の考え方
債務者の破綻等による最終的な会計上の貸出金の毀損に対して引当金を計上する現行の考え方は変わらない理解でよいかとの意見が聞かれ、ステップ2と同様、ステップ4においてもIFRS 9号の信用損失の定義を取り入れるとの分析が示された。

去る9月5日、SSB Jは第38回サステナビリティ基準委員会を開催した。3月29日に公表されたサステナビリティ開示ユニバーサル基準およびサステナビリティ開示テーマ別基準の公開草案(以下、あわせて「本公開草案」という)に寄せられたコメントへの対応案について、審議が行われた。主な審議事項は次のとおり。

用語の修正

本公開草案では、ISSB基準における「amount」という用語に対し、「金額」という訳語を用いていた。これに対し、IFRS 2号「気候関連開示」の付属ガイダンスでは、気候関連の機会に関する指標の例として「件数」が挙げられているため、ISSB基準の「amount」は必ずしも「金額」のみを想定したものではないのとはというコメントが寄せられた。

事務局は、「開示される情報は金額であることが多いと考えられるものの、金額以外にも排除しないために、『数値』に修正し、

修正の理由を結論の背景に加えるのはいかがでしょうか」と回答した。委員からはおおむね賛意が聞かれたため、事務局は、「いったん、『数値』とする」とした。

産業横断的指標等(気候関連)のリスフおよび機会

本公開草案では、気候関連のリスクおよび機会に関する産業横断的指標等に関連してISSB基準を一部除いた形で取り入れたうえで、「金額及びパーセンテージ」だけではなく、「規模に関する情報」も選択することができるオプションを独自に加えた。これに対し、選択肢の追加への反対意見や、文中の「脆弱な」や「整合する」の定義が明らかではないとして要求事項の明確化を求めるコメントが寄せられた。

事務局は、開示項目を満たす情報開示を促進することを目的としているため、公開草案を更しない旨を提案した。また、要求事項の明確化に関しては、ISSB基準自体が明確ではないため、SSB J基準において

も明確化せず、企業の判断に委ねるとし、企業がどのように解釈したかの開示を求めるとした。委員からは、「ISSB基準にない『企業の解釈に委ねて開示すること』をあえて基準に明記しなくてもいいのでは」などの意見が聞かれた。事務局は、「ISSB基準が明確ではない以上、結果的に企業の判断でやっていくことになり、開示した指標が独り歩きして利用者をミスリードすることを防ぐためにも、はじめから明記する」と回答した。

産業横断的指標等(資本投下)

本公開草案では、IFRS S2号と同様に気候関連のリスクおよび機会に投下された資本的支出、ファイナンスまたは投資の金額を開示しなければならぬことを提案している。これに対し、「産業特性などによって大きく異なることから、産業横断的指標等として開示することは不適切であり、企業間比較のための情報としての有用性も乏しい」などの意見も寄せられた。

事務局は、当該開示を取り入れないとした場合、ISSB基準とSSB J基準との間の明確な差異となるため、公開草案を維持する旨を回答した。委員からは反対意見は聞かれなかった。

産業横断的指標等(報酬)

本公開草案では、IFRS S2号の定めをそのまま取り入れたうえで、報酬について、気候関連の評価項目に係る部分とその他の評価項目とを区別して識別できない場合は、その旨を開示したうえで、気候関連の評価項目を含む評価項目全体について開示することができるとしている。これに対し、「気候関連の評価項目その他の評価項目が結びついている部分の割合は免除にできないか」という意見や、追加的な措置によって「役員報酬の評価項目に気候関連の評価項目を反映することを遅らせるために、当該定めを濫用する企業が見られることを懸念する」との意見も聞かれた。

事務局は、ISSB基準をそのまま取り入れては対処できない企業が出てくる可能性があるため、公開草案を維持する考えを示した。委員からは、異論は聞かれなかった。

事務局は、当該開示を取り入れないとした場合、ISSB基準とSSB J基準との間の明確な差異となるため、公開草案を維持する旨を回答した。委員からは反対意見は聞かれなかった。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2024年9月5日	四半期開示の見直し後の四半期決算短信の開示動向	東証	2024年4月1日施行の四半期開示の見直し後の制度に基づき開示された2025年3月期の第1四半期および2024年9月期の第3四半期決算短信について、見直し後の開示動向を取りまとめて公表したものの。開示所要日数は全体で前年同四半期比+0.4日である37.0日、任意レビュー実施企業は全体の23.7%、CF計算書を開示した企業は1割台半ば、といった開示動向の分析結果が紹介されている。 https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/quarterly-disclosure/cg27su0000006epy-att/mklp77000000g4ab.pdf	—

金融

米8月雇用統計とFRBの利下げ

米8月雇用統計は9月6日、8月の雇用統計を発表した。非農業部門の雇用者数は前月比14万2,000人の増加、失業率は4.2%だった。労働市場は依然として堅調ではあるが、成長のペースはやや鈍化している。8月の雇用者数の伸びは、20万2,000人増だった過去12カ月の平均雇用者数や、市場予想の水準を下回った。このため、雇用拡大の勢いが弱まっているとの懸念が広がっている。製造業では特に弱さがみられ、耐久財関連の分野を中心に2万4,000人の雇用減少が生じた。一方で、賃金の上昇は続いている。8月の平均時給は前年同月比で3.8%上昇している。特にサービス業や小売業で賃金上昇が顕著であり、全体の上昇に大きく影響を与えている。賃金上昇は、労働市場が引き続き強いことを示しているものの、インフレ圧力を緩和するためには、まだ時間がかかると予測される。米連邦準備制度理事会（FRB）は賃金インフレが今後の政策判断において重要な要素だと

認識している。9月17日、18日の米連邦公開市場委員会（FOMC）では、利下げがほぼ確実視されているが、雇用者数の伸びが予想を下回ったため、一部の市場参加者は0.5%の利下げを予測している。しかし、FRBが景気後退の懸念を抱えているわけではなく、経済の基盤が依然として堅調であることから、利下げ幅は0.25%にとどまるという見方が一般的である。FRBはバランスの取れた政策を進める必要があり、急激な緩和策がインフレを再燃させるリスクを考慮する必要がある。パウエルFRB議長は8月23日のスピーチで、インフレ率が大幅に低下し、持続的に目標の2%に向かっていくと述べた。これが金融政策の大きな方向性を決定する要因となる。賃金上昇に対する懸念は残っているものの、FRBはインフレ抑制に成功しつつあるという認識を持っている。したがって、FRBはインフレ再燃を防ぎながらも急激な利下げを避け、慎重な金融緩和を進める必要がある。

証券

米大統領選挙は政策論争が焦点に

米国の大統領選挙が迫ってきた。与党民主党の大統領候補者はハリス副大統領、野党共和党の候補者はトランプ前大統領という異色の対決だ。どちらの候補者が勝っても、世界のリーダー国家である米国を上手に導くとともに、世界が当面する難題の解消に尽力することを、米国以外の国々は期待して見守っている。まず着手してほしいのは、長期化しつつあるウクライナとパレスチナの戦火を止めることだ。特にトランプ氏が当選して、戦争を止めさせることができこそ、氏の愛用する「アメリカを再び偉大な国に!」という言葉は現実のものとなるだろう。両候補とも中間層・基幹労働者層の復活・拡大を唱え、米国の社会の分裂傾向に歯止めをかけることを主張している。社会階層の二極化は先進国共通の悩みであり、その縮小・解消に米国が先頭に立つて模範的対策を示してくれると、各国は大いに感謝するだろう。ただ、中間層復活の手段とし

て保護貿易の強化、関税率アップなどを両陣営が共通して掲げているのはどうしたことか。折から、貿易ではなく資本取引の話だが、日本製鉄(株)によるUSスチールの買収という大きな問題に対し、両候補とも反対を表明している。株式市場にとって、保護貿易や関税は、一般的に株価にどう影響するか、難しい問題だ。しかし、ハリス氏の富裕層への課税強化、法人税の増税(昔の水準に戻す)などの主張、トランプ氏のさらなる法人税の減税という主張は、株式市場に大きく影響するテーマである。もし、両者の主張が変わらぬまま、トランプ氏当選となれば、株式市場では、株価上昇となる公算が大きい。しかし、政策論争は始まったばかりである。減税問題も巨額化する財政赤字と絡んで、長期金利上昇といった展開になり、また米連邦準備制度理事会（FRB）のかじ取りが脚光を浴びることになるかもしれない。まだ事態は流動的である。